

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ

概要：新型コロナウイルス感染症の影響で家計の収入が著しく減少した、またアルバイトの収入が減ったなど学費等の支援が必要な学生が利用できる日本学生支援機構の奨学金メニューについて紹介します。

生計維持者の収入が著しく減った学生

①家計急変奨学金での申込

I 対象者

新型コロナウイルスの影響で家計収入が著しく減少した学生

II 申込期間

家計急変の事由が発生してから3カ月以内。
※2020年3月以前に発生していた場合は、進級後2カ月以内

III 申込方法・その後の流れ

教務学生課までご連絡ください。詳細の聞き取り、今後の流れ、提出書類等について説明いたします。

IV その他

給付型と貸与型があります。給付型は採用区分に応じて、授業料減免(既払込み済みの場合は還付)とセットになります。

アルバイト等の収入が減った学生

②在学採用での申込み

I 対象者

新規申込者

II 申込期間

6月19日(金)まで(前期分)※後期募集も有

III 申込方法・その後の流れ

教務学生課までご連絡頂いた後、必要書類を郵送いたします。必要書類を所定の期日までに教務学生課及び日本学生支援機構へ提出してください。

IV その他

①と貸与月額等は変わりませんが、違いとしては提出書類が少なくて済むこととなります。

③貸与(利用)額の増額

I 対象者

現在、貸与型奨学金を借りている学生

II 申込期間

随時申込み受付中

III 申込方法・その後の流れ

教務学生課までご連絡頂いた後、増額申込用の提出書類(様式)を郵送いたします。必要書類を揃えたうえで、所定の期日までに教務学生課へご返送ください。

IV その他

第1種・第2種ともに貸与上限があるので、詳細は日本学生支援機構HPをご確認ください。

制度についての詳細は文部科学省HP(下記URL)をご参照ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

<教務学生課連絡先>

電話番号：076-227-7408(事務担当：牧本)

メールアドレス：kyoumu@ishikawa-pu.ac.jp